

「地方税財源の確保・充実等に関する提言（案）」に対する意見

II 税制抜本改革の推進等

1 社会保障と税の一体改革（5）税源の偏在性の是正 （地方法人税）

地方法人税は、消費税引上げにより不交付団体に「実質増収」が生じるとの前提の下に創設されたものだが、これは、今後の高齢者の急増、待機児童数、地価の高さ等、個々の団体の実態を反映したものとなっていない。

もとより、地方税を国税化する措置は、国への依存度を高め、地方分権に逆行するものであり、これを認めるような主張には、賛同できない。

II 税制抜本改革の推進等

1 社会保障と税の一体改革（6）地方法人特別税・譲与税制度の抜本的見直し

（地方法人特別税）

地方法人特別税については、消費税引上げまでの暫定措置というのが当初からの約束であり、また、26年度税制改正において、知事会の働きかけにより、消費税10%段階で廃止が決まったものである。これらの経緯を踏まえると「その廃止等を図ることを基本として」という廃止以外の選択肢があるかのような表現ではなく、当然「廃止・復元」と主張すべきである。

（他の偏在是正措置）

地方法人特別税の廃止に当たって、「現行制度が持つ偏在是正効果を十分に踏まえるべき」との主張であるが、特別税の持つ地方間の水平調整機能を念頭に、他の偏在是正措置を講ずるといった、地方全体の財源不足の解消という本質的な問題の解決につながらないものには、賛同できない。

上記、3点については、都道府県間で見解の相違もあることから、仮に修文ができないということであれば、最低限、反対意見があり、地方の総意ではないことを明示すべきである。